

仲田パートナーズ会計週刊FAX通信

発行所：税理士法人 仲田パートナーズ会計
 〒223-0053 横浜市港北区綱島西1-17-22
 TEL 045-542-3566 FAX 045-542-3516
 E-mail: daihyou@nakada-partners.or.jp
 URL: http://www.nakada-partners.or.jp

謹賀新年
 本年もどうぞ
 宜しくお願ひ
 申し上げます



◆ 今週のこよみ ◆ ご自分の予定を確認して下さい

1／ 5(月) 先負 小寒、官庁御用始め、証券取引所で大発会
6(火) 仏滅
7(水) 大安 七草、ラクビー全国高校大会決勝
8(木) 赤口
9(金) 先勝
10(土) 友引 110番の日
11(日) 先負 鏡開き、大相撲初場所初日

年末の株と為替

	日経平均株価	円(対米ドル)
12/22(月)	50,402	△895
23(火)	50,413	△ 11
24(水)	50,344	▼ 69
25(木)	50,408	△ 64
26(金)	50,750	△342
29(月)	50,527	▼223
30(火)	50,339	▼188

157.47 ▼0.74
 156.07 △1.40
 155.82 △0.25
 155.90 ▼0.08
 156.36 ▼0.46
 156.07 △0.29
 155.97 △0.10

令和8年度税制改正大綱(主な中小企業関連)

◎中小企業向け「賃上げ促進税制」の見直し……給与等支給額を増加させた場合に増加額の一定割合を税額控除できる制度について、教育訓練費の増加で税額控除率が10%上乗せとなる措置を廃止します。なお、大企業向けの制度は適用期限（令和9年3月末）を待たずに令和8年3月末で廃止となります。

◎少額減価償却資産の特例の見直し……中小企業者等が少額減価償却資産（現行30万円未満）を取得した場合に全額損金算入（即時償却）できる特例について、取得価額の基準を40万円未満に引上げます。

◎免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置の見直し……免税事業者等からの課税仕入れについて、一定割合を仕入税額控除できる経過措置の適用期限を令和13年9月末まで延長した上で、控除割合を令和8年10月から70%、10年10月から50%、12年10月から30%とします。

◎インボイス発行事業者となる小規模事業者の軽減措置（2割特例）の見直し……免税事業者からインボイス発行事業者になった方を対象に消費税の納税額を売上税額の2割とする特例（令和8年9月末まで）について、個人事業者に限り令和9年・10年は売上税額の3割とすることができる措置を講じます。

◎事業承継税制に係る承継計画の提出期限延長……法人版事業承継税制の特例措置（令和9年12月末まで）について、適用を受ける際の前提となる承継計画の提出期限を令和9年9月末まで延長します。また、個人版（令和10年12月末まで）は承継計画の提出期限を令和10年9月末までとします。

◎その他……*青色申告特別控除の見直し、*食事支給やマイカー通勤手当の非課税限度額拡充、など。

■この記事の詳細は、情報BOX201501

1月は税務事務が集中・早めのご準備を！

新年早々ですが、慌てないよう早めに準備しましょう。以下の提出期限は全て2月2日(月)です。

- ★法定調書……源泉徴収票や報酬、料金、契約金、賞金などの支払調書と合計表を税務署に提出。
- ★給与支払報告書……給与支払額に關わらず各人の本年1月1日現在の住所地を管轄する市町村等に提出（年の中途で退職した方については退職時の住所地に提出）。
- ★償却資産申告書……本年1月1日現在所有している土地・家屋以外の事業用資産（機械、工具、備品など）については所有者からの償却資産申告書に基づいて固定資産税が課税されるため、市町村等の固定資産税課に提出。

協会けんぽによる「医療費のお知らせ」

協会けんぽは加入者の医療費情報を記載した「医療費のお知らせ」を今月13日から送付します。

確定申告で医療費控除の適用を受ける方は、「医療費のお知らせ」を添付することで「医療費控除の明細書」の記載を簡略化することができますが、このお知らせに記載されている令和7年分の医療費は8月診療分までとなっており、保険適用外の費用なども記載されていません。

なお、協会けんぽによる「医療費のお知らせ」の送付は今回で最後となります。

詳細請求手順

情報BOX番号が付いている記事の詳細情報は下記の手順で取り出することができます。【無料】
 ①03-3940-6000～TEL(プッシュ回線)。
 ②記事下のBOX番号を入力し#。
 ③取り出し先のFAX番号を入力し#。
 ※アナウンスのガイドに添って入力して下さい。

令和8年度税制改正大綱の概要（主な中小企業関連）

◆賃上げ促進税制の見直し

- ・給与等の支給額が増加した場合の税額控除制度について、中小企業向け措置は教育訓練費を増加させた場合に税額控除率を10%上乗せする措置を廃止する。
- ・なお、大企業向け措置については適用期限（令和9年3月31日）を待たずに令和8年3月31日をもって廃止する。また、中堅企業向け措置については令和8年4月1日以後に開始する事業年度から継続雇用者給与等支給額の増加割合や税控除率を見直し、教育訓練費に係る上乗せ措置を廃止した上で適用期限（令和9年3月31日）の到来をもって廃止する。

◆中小企業者等の少額減価償却資産の特例の見直し

- ・少額減価償却資産の取得時に全額を損金算入できる特例について、適用期限を令和11年3月31日まで延長し、対象となる減価償却資産を40万円未満（現行30万円未満）に引上げる。
- ・対象となる法人から常時使用する従業員数が400人を超える法人を除外する。

◆免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置の見直し

- ・免税事業者等のインボイス発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る経過措置について、最終的な適用期限を2年延長した上で、控除可能割合を令和8年10月1日～令和10年9月30日まで70%、令和10年10月1日～令和12年9月30日まで50%、令和12年10月1日～令和13年9月30日まで30%とする。

- ・一の免税事業者等からの課税仕入れの合計額がその年又は事業年度で1億円（現行10億円）を超える場合には、その超えた部分の課税仕入れについて本経過措置の適用を認めないこととする。
- ・上記の改正は令和8年10月1日以後に開始する課税期間から適用する。

◆インボイス発行事業者となる小規模事業者に係る経過措置（2割特例）の見直し

- ・いわゆる2割特例の終了後は簡易課税制度への移行が原則となるが、個人事業者が課税事業者を選択してインボイス発行事業者になっている場合は令和9年及び令和10年に含まれる各課税期間について、その納付税額を売上税額の3割とすることができることとする。

※現行の2割特例の対象となっている個人事業者は令和8年10月1日以後に終了する課税期間から本措置を適用できる。

◆事業承継税制に係る承継計画の提出期限の延長

- ・法人版事業承継税制（非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予）の特例措置について、特例承継計画の提出期限を令和9年9月末まで1年6ヶ月延長する。
- ・個人版事業承継税制（個人の事業用資産に係る相続税・贈与税の納税猶予）について、個人事業承継計画の提出期限を令和10年9月末まで2年6ヶ月延長する。
- ・適用期限到来後のあり方については令和9年度税制改正において結論を得る。

◆青色申告特別控除の見直し

- ・55万円の青色申告特別控除について、その年分の所得税の確定申告書、貸借対照表及び損益計算書等を、期限までにe-Taxで提出することを要件に加えて、控除額を65万円に引上げる。

※55万円の控除は廃止となり、確定申告書等を書面で提出する場合は10万円の控除となる。

- ・65万円の青色申告特別控除に該当する要件に加え、その年分の事業に係る仕訳帳及び総勘定元帳について、優良な電子帳簿の要件を満たして保存等を行っている場合は75万円に引上げる。

- ・簡易な簿記の方法により記録しているもののうち、前々年分の不動産所得又は事業所得に係る収入金額が1,000万円を超える場合は、10万円の青色申告特別控除の対象者から除外する。

- ・上記の改正は、令和9年分以後の所得税について適用する。

◆食事支給に係る非課税限度額の見直し

- ・使用者からの食事の支給により受ける経済的利益について所得税が非課税とされる当該食事の支給に係る使用者の負担額の上限を月額7,500円（現行3,500円）に引上げる。
- ・使用者が深夜勤務に伴う夜食の現物支給に代えて支給する金銭について所得税が非課税とされる1回の支給額を650円以下（現行300円以下）に引上げる。

◆マイカー通勤手当に係る非課税限度額の見直し

- ・通勤のため自動車その他の交通用具を使用する者が受ける通勤手当の非課税限度額について、通勤距離が片道65km以上の区分を新設し、最高66,400円（片道95km以上の場合）に引上げる。
- ・一定の要件を満たす駐車場等を利用している場合、通勤距離の区分に応じた非課税限度額に1カ月当たりの当該駐車場等の料金相当額（5,000円を上限）を加算した金額とする。